年　　月　　日

上尾市長　　　　　　　　　　　宛

受注者

代表者

現場代理人

現場代理人チェックリスト

　現場代理人等通知書にて通知した現場代理人は上尾市工事請負契約約款第10条第2項(以下2項関係)及び第3項(以下3項関係)並びに「上尾市発注工事における主任技術者等に関する基準」(以下上尾市基準)で定める事項について以下のとおり、要件を満たしていることを確約いたします。

工事名：

請負代金：　　　　　　　　　　　　円(消費税及び地方消費税の額を含む)

**チェック項目**

☐　A　他の工事の現場代理人ではない。(2項関係) **( 該当しない場合は a 確認)**

☐　B　主任技術者・監理技術者を兼務していない。(上尾市基準4･5) **( 該当しない場合は b 確認)**

☐　C　特例監理技術者を兼務していない。(上尾市基準4･5) **( 該当しない場合は c 確認)**

☐　D　経営業務の管理責任者ではない。(上尾市基準6) **( 該当しない場合は d 確認)**

☐　E　本店・営業所の専任技術者ではない (上尾市基準7) **( 該当しない場合は e 確認)**

**※以上の項目に該当しないものがある場合は、該当しない項目について以下をチェックすること。**

**☐　a.他の工事の現場代理人である　 (以下の全ての要件を満たしていること)**

　☐　a1　工事現場における、運営、取り締まり及び権限の行使に支障がない。(3項関係)

☐　a2　発注者との連絡体制が確保されている。(3項関係)

☐　a3　兼務件数が本工事を含め3件以下である。((上尾市基準4･5))

☐　a4　他の工事の発注者が国・県又は上尾市である。(上尾市基準4･5)

☐　a5　当初請負代金の総額が本工事を含め4000万円未満(※1)である。((上尾市基準4･5))

☐　a6　現場代理人兼務届を記載し、本書類に添付されている。

※1建築一式工事の場合は8000万円未満と読み替える

※2要件を満たしていても、市長が工事の品質確保及び安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は兼務不可となります。

**☐　b.主任技術者・監理技術者を兼務する 　(以下のいずれかの要件を満たしていること)**

☐　b1　同一契約の1件のみである(上尾市基準5)

☐　b2　請負代金が4000万円未満(※1)であり、兼務は1件のみである(上尾市基準5)

☐　b3　請負代金が4000万円未満(※1)であり、兼務する工事が以下の要件をすべて満たしている

 ☐　b3-1国・県または上尾市が発注する工事である(上尾市基準4･5)

 ☐　b3-2工事の場所が上尾市内である(上尾市基準4･5)

 ☐　b3-2契約当初の請負代金の総額が本工事を含め4000万円(※1)未満である(上尾市基準4･5)

 ☐　b3-3兼務している件数が本工事を含め3件以下である(上尾市基準4･5)

※１建築一式工事の場合は8000万円未満と読み替える

**☐　c.特例監理技術者を兼務する**

　☐　c1　同一契約の1件のみである(上尾市基準5)

**☐　d.経営業務の管理責任者である　 (以下の全ての要件を満たしていること)**

　☐　d1　他の工事の現場代理人ではない(上尾市基準6)

　☐　d2　請負代金額が4000万円(※1)未満である(上尾市基準6)

　☐　d3　受注者と経営業務管理責任者が直接的かつ恒常的な雇用関係である(経営業務の管理責任者が事業主である場合を除く) (上尾市基準6)

　☐　d4　本店、支店(営業所)が上尾市内にあり、工事現場と本店、支店(営業所)との間で常時連絡を取ることができる体制である。(上尾市基準6)

**☐　e.営業所等の専任技術者である　(以下の全ての要件を満たしていること)**

　☐　e1　他の工事の現場代理人ではない(上尾市基準7)

　☐　e2　請負代金額が4000万円(※1)未満である(上尾市基準7)

　☐　e3　専任技術者が属する営業所等と本工事の請負契約を締結している(上尾市基準7)

　☐　e4　当該営業所が上尾市内であり、本店及び各工事現場との間で常時連絡を取ることができる体制である(上尾市基準7)